

コミュニティバンク せんぽくの現況

2013 ディスクロージャー

2013 SENPOKU DISCLOSURE



仙北信用組合

Community Bank
せんぽく

コミュニティバンクせんぽくの現況
2013 ディスクロージャー

発行者 仙北信用組合
理事長 山野邊 照明
宮城県栗原市若柳字川北中町11番地
TEL0228-32-3014 FAX0228-32-5075
<http://www.senpoku.shinkumi.jp>
e-mail: senpoku@pluto.plala.or.jp

問合先 本部業務課
発行日 平成25年7月26日

CONTENTS

ごあいさつ	2
当組合の概要	2
事業方針	3
役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	3
事業の組織	3

平成24年度の業績について	4
□事業概況	4

組合員と総代会制度	5
□組合員	5
□総代会制度	5
□総代の任期と定数	5
□第58回通常総代会の決議事項	5
□組合員の推移	5
□総代一覧	6

せんぼくの内部管理態勢	6
□コミュニティバンクせんぼくの行動綱領	6
□コンプライアンス体制(法令遵守)	6
□リスク管理体制	7
□個人情報保護宣言	8
□苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	9

地域貢献に関する情報開示	9
□地域貢献	9

「地域密着型金融」および「中小企業・小規模事業者に対する経営支援」への取組み状況について	10
I. 地域密着型金融の取組方針	10
II. 金融円滑化への取組方針	10
III. 中小・小規模事業者への経営支援に関する取組方針	10
IV. 中小・小規模事業者への経営支援に関する態勢整備の状況	10
V. 24年度の取組状況	11
VI. 東日本大震災にかかる復旧・復興への取組状況	12
VII. 課題と今後の対応	12

主要な事業内容	13
□業務の内容	13

営業のご案内	13
□手数料一覧	13

資料	15
□当組合の歩み(沿革)	15
□経理・経営内容	16
□資金調達	24
□資金運用	24
□国際業務	25
□証券業務	25
□その他の業務	25
□リスク管理債権の状況、金融再生法開示債権の状況	26
□貸出金の償却、貸倒引当金	26
□自己資本の充実の状況について	27
□自己資本の構成に関する事項	27
□自己資本の充実度に関する事項	28
□信用リスクに関する事項	29
□派生商品取引及び長期決済期間取引	31
□証券化エクスポージャーに関する事項	31
□オペレーショナル・リスクに関する事項	31
□出資エクスポージャーに関する事項	31
□銀行勘定における金利リスクに関する事項	32
□報酬体系について	33

ごあいさつ



平素は、仙北信用組合をご支援いただき、誠にありがとうございます。今般、平成24年度の当組合の業績や事業内容等を皆様にご案内するため、「コミュニティバンクせんぼくの現況」を作成致しました。冊子を通じて当組合に対するご理解を深めていただければ幸いです。

平成25年度は、中長期経営計画(3年間による集中改善期間)の最終年として、「収益基盤の総仕上げ」に全力で取り組むと共に、より一層地域に密着し、信頼される金融機関となるよう今後も努力してまいります。皆様におかれましても引き続きご支援賜りますよう、お願い申し上げます。

平成25年7月

仙北信用組合
理事長 山野邊 照明

当組合の概要

名称	仙北信用組合
略称	コミュニティバンクせんぼく
理事長	山野邊 照明
所在地	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地
設立	昭和30年8月3日
性格	地域信用組合
総資産	34,667百万円
自己資本	1,221百万円
営業地区	栗原市、登米市、気仙沼市、本吉郡南三陸町
営業時間	午前9時から午後3時
現金自動預払機稼働時間(ATM)	
平日	午前8:00～午後8:00
土・日・祝日	午前8:00～午後8:00
年末日	午前8:00～午後8:00
正月三が日、ゴールデンウィークも稼働しております。	
ただし、栗原市立栗原中央病院出張所は	
平日	午前8:30～午後8:00
土・日・祝日	午前9:00～午後5:00
年末日	午前9:00～午後5:00
正月の1月3日はお休みです。	
組合員数	17,904名
事業内容	預金業務、融資業務、為替業務、サービス業務、相談業務、でんさいネット

事業方針

経営理念

1. 社会的使命
私たちは常にお客様へのサービス向上に努め、地域の中小零細企業および勤労者の経済・社会・生活の健全な発展に貢献します。
2. 経営姿勢
私たちは「自己責任原則」を基本に努め、開かれた経営を実践します。
3. 行動規範
私たちは誠実・公正な行動により、社会からの信頼の確保に努めます。

基本方針 地域の発展に奉仕します

仙北信用組合は、協同組合組織金融機関として組合員のみなさまの社会的、経済的地位の向上に役立つことを目標に、地縁・人縁の特性を生かして地域に密着し、地域の発展に貢献いたします。

基本方針の補足

当組合は、今後も地域金融機関としての役割を十分に認識し、一貫して中小規模事業者や勤労者(個人)を主な対象顧客として経営基盤の構築をしてまいります。その為には、お客様との繋がりが重要であると位置づけ、あくまで地域社会との連帯を基礎としてまいります。そのなかで金融機関としての金融仲介機能を十二分に発揮するための商品充実を図ると共に、各種サービスも提供してまいります。また、地元団体との連携強化や経営のアドバイス、経営改善計画の策定支援等の推進も積極的に取組んでまいります。こうした取組みを着実に遂行していくために役職員のスキルアップが必要不可欠と認識し、役職員自らが自主的に自己啓発をしてまいります。

役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

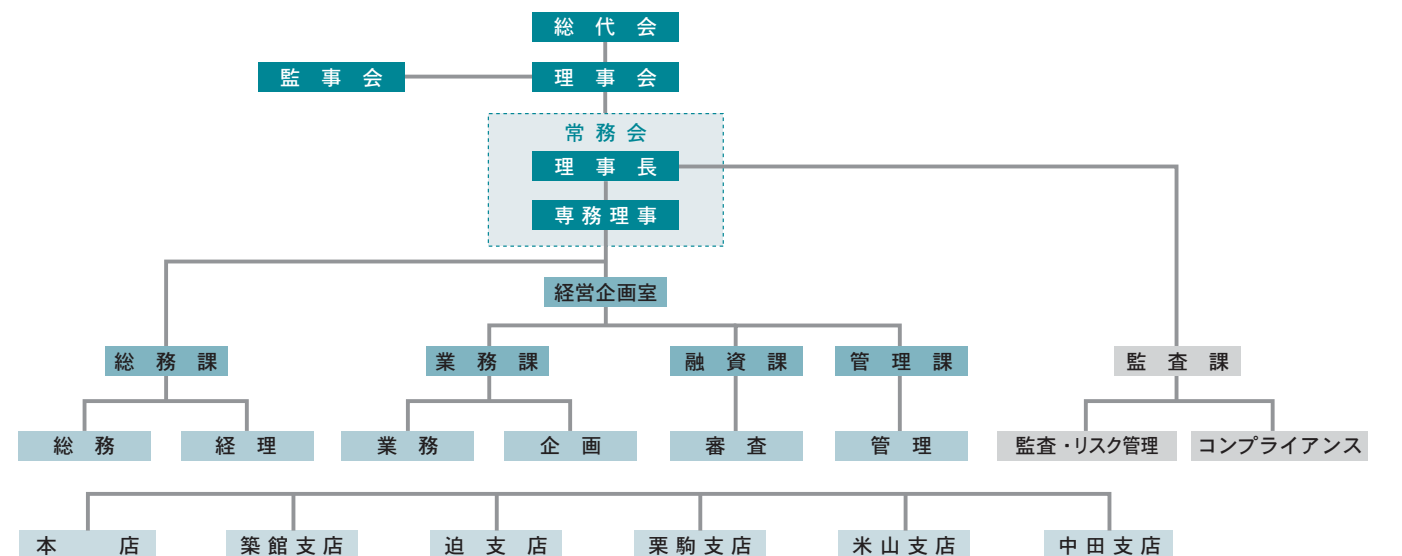
平成25年6月27日現在

〔理事〕	
理事長 (代表理事)	山野邊 照明
専務理事 (代表理事)	三浦 幸雄
理事	千葉 節朗
理事	野口 春幸
理事	高橋 久寿
理事	後藤 眞
理事	阿部 時雄
理事	今野 秀俊
理事	日下 伸俊
〔監事〕	
監事	田口 安浩
監事	佐藤 市郎

注) 当組合は、職員出身者以外の理事7名の経営参画によりガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

事業の組織

平成25年4月1日現在



平成24年度の業績について

事業概況

①. 事業方針

平成24年度は、中長期経営計画（収益力の強化による健全な財務基盤の構築）の最初の3年間（集中改善期間）の2年目として、収益基盤の基礎固めの改革を進めてまいりました。

その改革のために、特に注力してきたのが資金収益力の強化であり、それは6店舗の総合力を活かした預金・貸出金基盤の構築や有価証券等の運用力の強化、さらには不良債権における担保不動産の換価処分等を積極的に行ってまいりました。

この結果、業務収益は計画を106百万円超過する945百万円を計上し、業務純益は207百万円、最終利益であります当期純利益では、計画を174百万円超過する307百万円となり、二期連続の黒字決算を達成することができました。

②. 金融経済環境

わが国の経済は、長期間に亘るデフレの継続や東日本大震災の影響等により依然として厳しい状況にある中、12月の衆議院選挙を境にアベノミクスによる景気回復政策によって景気は下支えされ、緩やかに持ち直しに向けた動きがみられております。そうした中、公共投資は各種経済対策の効果から引き続き増加傾向をたどっており、住宅投資も持ち直し傾向を続けております。また、個人消費についても、消費者マインドの改善などから底堅く推移しております。

国内企業物価は、為替相場の動きを反映して緩やかに上昇しておりますが、消費者物価は、エネルギー関連や耐久消費財の動きの反動もあることから、ゼロ%近傍で推移しております。

金融面では、短期金融市場の無担保コールレートは、0.1%を下回る水準で推移している中、株価は上昇し、長期金利は低下傾向に推移しております。こうした状態を反映して、企業の資金調達コストは低水準にて推移しており、資金供給面についても改善している傾向が続いている状況であります。総じてみれば、良好な状態が続いており、資金需要面をみると運転資金等は増加の動きがみられ、企業における資金繰りは改善してきている状態でありませぬ。

③. 業績

イ. 預金積金

預金残高（末残）は、昨年度受入れた震災関連の各種保険金の払出し等がありましたが、前年と同水準の32,077百万円となりました。

人格別の預金状況については、個人預金が前年比381百万円減少の25,021百万円となっており、法人預金は、前年比376百万円増加の7,055百万円（うち公金は、3,295百万円）になっております。そうした中で、18年の歴史がある「懸賞金付き定期預金（最高当選金10万円）」、好評であります「年金定期預金」の期末における取扱高は、前年比101百万円増加の3,707百万円の実績となりました。

ロ. 貸出金

貸出残高（末残）は、前年より704百万円増加の4,649百万円の新規貸出実行を行いました。不良債権等の削減に努めたことから、前年比648百万円減少の19,306百万円となりました。

そうした中でも、東日本大震災の復興支援として災害関連の融資の取組みについては、法人・個人合わせ107件の350百万円の支援を行いました。また、資金需要が高かったアパート資金については、16件の649百万円の貸出実行を行っております。

こうしたことにより、中小企業者向け貸出金残高は、前年比443百万円減少の10,452百万円となったのに対し、個人向け（うち消費者ローン残高は、4,518百万円）貸出金残高は、前年比154百万円増加の6,215百万円と増加傾向にありました。尚、地方公共団体への貸出金残高は、2,639百万円でありました。

ハ. 損益

注力してきた「資金収益力の強化」の効果もあって、本業収益である業務収益は、945百万円を上げ、経常収益は1,087百万円を確保したことによって、業務純益は、前年比37百万円増加の207百万円となり、経常利益でも前年比184百万円増加の315百万円を計上するに至りました。こうした結果、当期純利益は、307百万円の計上となり、二期連続の黒字経営となりました。

④. 事業の展望

中長期経営計画2年目は、責任ある経営体制の下、業務遂行に対する監査・監督体制等を強化する中で、計画を大きく上回る307百万円の当期純利益を計上するに至りました。

25年度は、中長期経営計画（集中改善期間）の最終年として、そしてまた、次の段階である中長期成長ステージへと繋げていくためにも「収益基盤の総仕上げ」に全力を注いでまいります。

6店舗の総合力をもって、引き続き「資金収益力の向上」を目指します。また、経営力認定機関としての役割を果たすためにも「中小企業の経営改善計画策定支援」や「事業再生への取組み」をより良く実践するための人材教育を積極的に行います。お客様が抱える悩みや課題、問題等の解決に向け、徹底した提案型営業（ソリューション営業）を実践していく方針であります。

そして、お客様、組合員、地域社会といった、すべてのステークホルダー（利害関係者）に、ご満足していただける「地域になくなくてはならない信用組合」を目指してまいります。

組合員と総代会制度

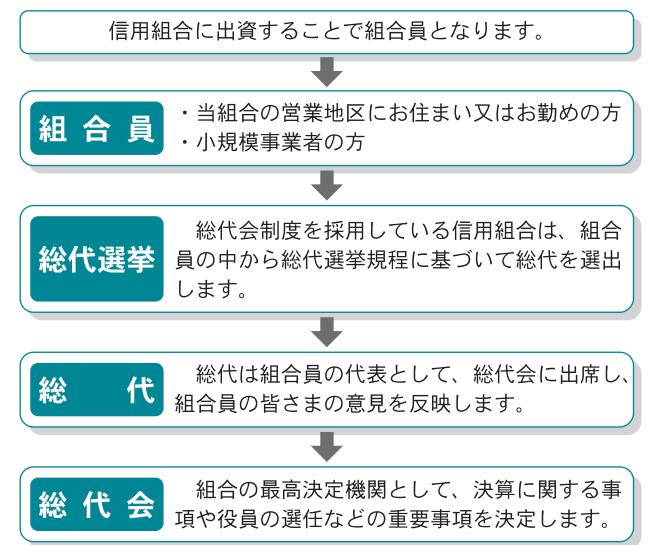
組合員

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織です。

組合員は当組合が営業する地区にお住まいか、お勤めの皆さま、中小規模の事業者の皆さま等が組合員になる資格を有していますが、従業員数が300名以上など一定規模を超える事業者の方は組合員になることはできません。これは中小規模の事業者の皆さまの公正な経済活動の機会を確保し、その経済的地位の向上を図ることを目的とした法律によるものです。組合員になる場合、一口1,000円以上の出資金が必要となります。当組合は、この出資金を基本に、組合員の皆さまや地域の皆さまからお預かりした預金を資金源として金融事業を行っています。

信用組合の運営のための重要な事項を決定する際は組合員全員で構成する「総代会」が最高議決機関です。組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総代会を通じて組合の経営に参加しています。

当組合では、総代会に限定することなく、地区総代会の開催や、組合員の親睦旅行を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



総代会制度

組合員数が多い信用組合では、総会の開催は事実上困難なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するために、総代会に代えて総代会制度を採用することもでき、当組合も採用しています。総代会は組合員の皆さまによる選挙により選出された「総代」で組織し、当組合の様々な重要事項を決定しています。

総代の任期と定数

- （1） 総代の任期は2年です。
- （2） 総代の定数は100名以上140名以内で、各選挙区において組合員数に比例した割合で決められています。なお、平成25年3月31日現在の総代数は111名、組合員数は17,904名です。

第58回通常総代会の決議事項

平成25年6月26日に第58回通常総代会を開催し、当日は総代111名のうち、出席88名（うち、委任状による代理出席30名）のもと、次の決議事項が付議され、原案のとおり可決されました。

決議事項

- 第1号議案 第58期貸借対照表、損益計算書承認の件ならびに損失処理案承認の件
- 第2号議案 第59期事業計画および収支予算案承認の件
- 第3号議案 平成25年度借入金最高限度額および借入先金融機関承認の件
- 第4号議案 組合員除名に関する件

組合員の推移

		（単位：人）	
区 分		平成23年度末	平成24年度末
個 人		17,110	16,870
法 人		1,039	1,034
合 計		18,149	17,904

● 堅固なせんぼくの存立基盤

せんぼくの組合員は、地元しんくみの仲間同士であります。組合員は17,904人（平成25年3月末現在）となっており、地元の取引先から高い信頼をいただいている結果だと受け止め、今後とも地域社会に密着して組合員本位の活動を展開してまいります。

総代一覧

(順不同：敬称略) 平成25年6月1日現在

(第1地区) 栗原市 (若柳、志波姫)、登米市 (石越町)

伊藤正吾 猪股研 及川明
岡本賢二 小野寺健太郎 川嶋保美
熊谷倫太郎 後藤敏 後藤信男
佐々木英雄 佐藤良文 鈴木正彦
高橋享 只見直美 千葉清
永井正典 千葉鉄夫 千葉芳照
三浦忠博 新田一雄 土生浩也
(21名)

(第5地区) 栗原市 (栗駒、金成、鶯沢)
後藤紀美夫 小野寺良隆 黒田敏男
佐々木仁和子 佐々木和典 佐々木新一
菅原洋 佐藤憲一 菅原長一
鈴木秀一 菅原正樹 鈴木勝浩
三浦治 芳賀恭 太宰武弘
渡邊淳
(16名)

(第2地区) 栗原市 (築館、一迫、高清水、瀬峰、花山)

石沢賢士 上西二三男 亀田伸男
鹿野敏 狩野忠由 菊地和彦
今野敏昭 佐藤勝郎 菅原勝直
菅原洵子 菅原恭夫 曾根永行
松枝照明 長谷川敬 兵藤充彦
和田雅弘 渡辺恭嘉
(17名)

(第6地区) 登米市 (米山町、南方町、登米町、豊里町、津山町)

阿部幹男 新井信博 伊藤克成
氏家宮子 大久保清子 大沼礼和
加藤亮 木村和宏 鈴木悦雄
佐々木啓 主藤敏寛 千葉正幸
高橋哲 千葉治男 柳渕光男
渡邊好信
(16名)

(第3地区) 登米市 (迫町)、本吉郡南三陸町

青野正弘 阿部賢悟 阿部泰彦
石川法夫 伊藤俊郎 岩間明男
遠藤諭 及川幾雄 及川克則
太田陽平 大野康一 加藤節夫
後藤福子 西城洋市 佐竹孝行
佐藤勝彦 佐藤敬喜 佐藤哲弥
三浦義明 武山英昭 三浦博
武川毅 富士原裕子
(23名)

(第7地区) 登米市 (中田町、東和町)、気仙沼市

飯塚敏郎 石川久 石塚義隆
小野寺敏 片岡大助 工藤秀樹
熊谷貞雄 杉田広仁 鈴木重司
高橋正一郎 千葉守 蛭田宗生
三浦孝次郎 山内孝彦 浅倉眞理
及川幸恵 梶原安智 谷村明信
(18名)

せんぼくの内部管理態勢

コミュニティバンクせんぼくの行動綱領

1. 信用組合の公共的使命
2. キメ細かい金融等サービスの提供
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 職員の人権の尊重等
6. 環境問題への取組み
7. 社会貢献活動への取組み
8. 反社会的勢力との対決
(社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。)

コンプライアンス体制 (法令遵守)

信用組合の生命というべき信用とその公共的使命・社会的責任を常に念頭に置き、法令等の遵守と当組合の経営理念を実現するために自己の責任において「行動綱領」に基づいて地域社会の繁栄に奉仕することを基本理念とします。

当組合では、コンプライアンス(法令遵守)を経営の最重点課題に位置付け、コンプライアンス統括部署に監査課を事務局に据えコンプライアンス委員会を設立いたしております。コンプライアンス委員会の委員長を理事長とし、本部・営業店においては課長・店長をコンプライアンス担当者に任命して、コンプライアンス体制の整備を図っています。さらに、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家の助言をいつでも受けられる体制を整備しております。

また、コンプライアンスへの取組みの基本方針に基づくコンプライアンスマニュアルおよびコンプライアンスプログラムを適宜

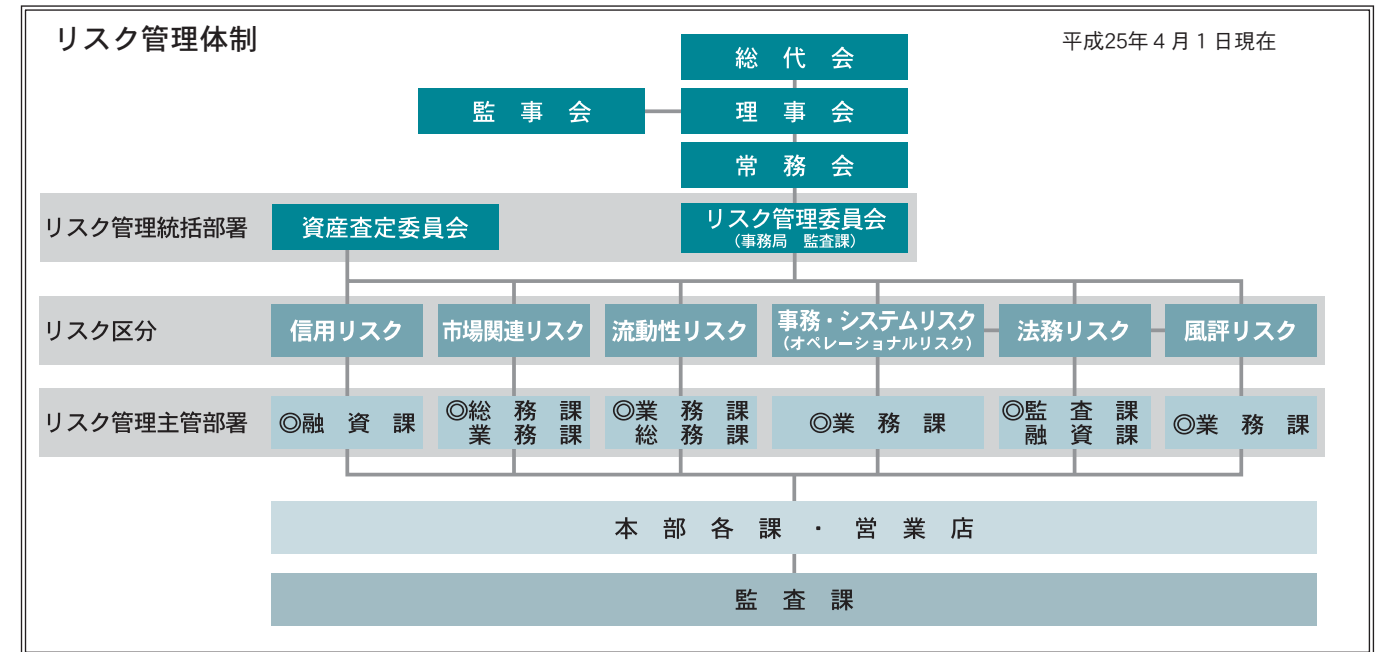
に見直し、それに則って四半期ごとに本部・営業店でコンプライアンス研修会を実施し、常にコンプライアンス情報、指導等を行い、四半期毎に本部・営業店における法令遵守状況、自己申告チェックリスト等をチェックして総務課および理事長に報告しております。

今後におきましても、コンプライアンス担当者への教育、研修会等を強化するとともに役職員にコンプライアンスオフィサー認定資格を奨励し、平成23年度は新たに2名が取得いたしました。さらにコンプライアンスに対する意識の向上と具体的な行動を徹底し、各種規定、事務取扱要領等の制定・見直しを行い、内部管理体制やチェック機能の整備に取組み法令違反の発生防止を図り、地域の皆さまに安心してお取引していただける金融機関を目指してまいります。

リスク管理体制

金融機関を取り巻く環境が大きく変化中、金融機関が直面するリスクも多様化、複雑化しています。よって、当組合では、これらのリスクを的確に捉え、経営体力に比して過大とならないよう適切に管理していくことが、「リスク管理態勢の充実」に繋がることと位置づけ、更なるリスク管理体制の強化に努めていきます。

当組合は業務上、管理すべきリスクを信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク(事務・システムリスク)、法務リスク、風評リスクの6つに区分し、それぞれのリスク管理主管部署が適切に管理するとともに、リスク管理統括部署が組織横断的に統合的なリスク管理を行い、より一層の経営の健全性維持と安定した収益の確保に努めていきます。



信用リスク

信用リスクとは、お取引先企業・個人の業況の悪化等により、貸出金の回収が不能となったり、利息の徴収が不能となるリスクのことで、金融機関が晒されるリスクの中で最も重要かつ基本的なリスクです。

当組合では貸出資産の健全性の維持・向上を図るために、半期・年度での適時・適切な貸出資産の査定実施、担当部署による債権モニタリング(貸出実行検査など)を主眼とした融資監査の実施等により信用リスクの管理を行ってまいります。

また、組織面では営業(営業推進)部門・融資(審査)部門・管理部門をそれぞれ独立させ、部門間における相互牽制を実施してまいります。

さらに、本部において、事前案件の検討会議開催や融資課、管理課合同の営業店期中管理のヒアリングを実施し、信用リスクの評価を反映した、融資方針の策定など、リスク管理体制整備に取り組み、適正な貸出審査・中間管理体制の強化を行ってまいります。その上で、自己責任に基づく適正な資産査定を実施し、適切な償却・引当を行い、貸出資産の健全性確保及び不良債権の発生防止に努めてまいります。

市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利・為替など市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクのことで、一定の市場変化に対する損益の影響度合いを常に管理・把握することが重要です。

当組合では、こうした変動するリスクを管理・把握するためにALMシステムを活用し、計量的測定資料を基に金利や損益状況を把握するとともに変動するリスクの把握に努め、種類別や期間別に基準金利の設定等を行い、適切なコントロールにより、資産・負債の総合的な管理を行ってまいります。

また、これらのリスク状況は、定期的及び必要に応じて常務会に報告を行い、迅速で的確な対応が取れる体制を構築してまいります。

流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や風評等による予期せぬ資金の流失などにより、資金不足に陥るリスクのことで、当組合では流動性管理として、日々の資金(定期性預金・流動性預金・現金・預け金・貸出金など)状況から市場流動性の状況を適切に把握していくとともに、即日資金化できる資産を確保してまいります。

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことで、当組合では、事務処理にかかる内部事務規定等を整備し、正確かつ厳正な事務処理を通じて、お客様に信頼していただけるよう努めてまいります。

また、事務リスク管理については、内部事務規定等に基づき監査課が本支店に対し定例的に内部(臨店)検査・指導を実施する一方、本支店にも店内検査の定期的実施を義務づけるなど内部牽制の強化により、事故の発生防止に向け万全の体制を構築してまいります。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、不正利用あるいは自然災害などにより損失を受けるリスクのことで、コンピュータシステムは金融機関にとって必要不可欠なものであり、安全かつ有効に機能させていくこととして、当組合では、定期的にオンラインシステムの各種機器の点検を実施していきま

す。また、当組合が加盟しているSKC(共同)センターは、システムの安全性や信頼性、遵守性を確保するためにシステムリスクに係る外部監査を導入し、システムの企画・開発管理、障害対策を含めた運用管理、さらに顧客情報を保護するためのセキュリティ管理などを推進し、安全かつ信頼性の高いシステム機能維持に万全を期してまいります。

● 法務リスク

法務リスクとは、当組合の経営やお客様とのお取引等において、法令や組合内規程等に違反する行為並びにそのおそれのある行為が発生し、当組合の信用毀損や法的な責任追及を受けることにより損失を被るリスクのことです。

当組合では、基本方針、経営理念、コンプライアンス・マニュアル、プログラム等に基づき、コンプライアンス(法令等遵守)態勢を整備し、各種業務における法務リスクの検証と適切な管理により、当組合の損害の発生防止、極小化を図り、信用維持の確保に努めてまいります。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令等(以下、法等という。)を遵守して以下の考え方にに基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載及び本支店等の窓口等に掲示することにより公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。

また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

利用目的

- ・各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため。
- ・本人確認法に基づくご本人さまの確認等や金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため。
- ・預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため。
- ・融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため。
- ・適合性の原則に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため。
- ・与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため。
- ・他の事業者等より個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- ・お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため。

● 風評リスク

風評リスクとは、金融機関及び信用組合業界の動向に対する評判の悪化がお客様の信用不安を招き、当組合が影響を被るリスクのことです。

当組合では「地域になくなくてはならない金融機関」とみなさまに感じていただけるよう、常日頃から従業員が、日常業務及び地域との関わりを通じ、お客様との強い信頼関係の構築に励んでいきます。

さらにディスクロージャー誌等により透明度の高い情報開示を積極的に行い、当組合の経営の健全性を広くお客様に伝達するとともに、常に公共報道やインターネット等を利用した風評情報によるお客様の動向の変化にも注視するなど、モニタリングの実施にも力をいれていきます。そして当組合の評判に影響を及ぼすと思われる事項については情報を正確に把握、原因を究明し、迅速、的確に風評リスクを回避するための万全の方策を講じ、風評リスク管理体制を確立してまいります。

- ・市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため。
- ・ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため。
- ・提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため。
- ・各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため。
- ・組合員資格の確認及び管理のため。
- ・その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。
- ・お客様の安全及び財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯ビデオカメラの映像を利用すること。

2. 個人データの第三者提供

当組合は、上記利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

- (1) 法令等により必要とされている場合。
- (2) お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合。

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

3. 個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

4. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定のものと共同利用しております。

5. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置・技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の開示のご依頼があった場合には、原則として開示します。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法等に基づく正当な理由による)には、原則として利用停止等いたします。

なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせて

いただきます。ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出下さい。

7. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

個人情報取扱に関する窓口

監査課 電話番号：0228-32-3014
FAX番号：0228-32-5075
Eメール：senpoku@pluto.plala.or.jp
ホームページ http://www.senpoku.shinkumi.jp

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

〈苦情処理措置〉

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または監査課にお申し出ください。

【仙北信用組合監査課 連絡先】0228-32-3014

受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休日日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】

http://www.senpoku.shinkumi.jp

〈紛争解決措置〉

東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)

以上の機関で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合監査課又はしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター

等は、東京都以外の各地のお客様もご利用頂けます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会下さい。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
(全国信用組合会館内)

地域貢献に関する情報開示

地域貢献

1. 地域貢献に関する経営姿勢

当組合は、栗原市若柳に本店を置き、栗原市、登米市、気仙沼市、本吉郡南三陸町を営業地域とし、中小規模事業者や勤労者(個人)が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小規模事業者や住民一人ひとりの顔が見えるきめ細やかな取引を基本としており、常に顧客の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基盤にしております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地

域社会の生活の質や文化の向上にも積極的に取り組んでおります。

2. 文化的・社会的貢献活動に関する活動

●当組合では、ラムサール条約に指定されている伊豆沼・内沼の美しい環境を保全するために、春と秋のクリーンキャンペーン活動に毎年参加しております。

●夏祭り等の協賛活動では、若柳夏祭り、栗駒山車まつり、築館薬師まつり、佐沼夏祭り、米山商工祭、中田の秋祭り、津島神社煤払式・どんと祭などに参加いたしました。

●しんくみ献血活動として、9月に職員37名が献血に協力いたしました。

「地域密着型金融」および「中小企業・小規模事業者に対する経営支援」への取組み状況について

I. 地域密着型金融の取組方針

当組合は、経営理念の重要項目として常にお客様へのサービス向上に努め、地域の中小・小規模事業者ならびにお勤めの方々の経済・社会・生活の健全な発展に貢献する事を掲げております。その為には、お客様との繋がり（コミュニケーション）が重要であるとの

考えから、地域との連携を基礎とした金融仲介機能の発揮に注力している所であります。また、地方公共団体を始め、各種団体との連携強化や地元企業に対する経営支援にも積極的に取組んで参ります。

II. 金融円滑化への取組方針

平成21年12月から施行された金融円滑化法の趣旨を踏まえ、お借入の条件変更等にかかる相談に迅速かつ適切に対応するため、「金融円滑化の取組方針」のもと、金融円滑化への具体的な対応策を検討

討・実施して参りました。平成25年3月の金融円滑化法期限到来後においても、これまで同様に迅速かつ適切に対応して参ります。

III. 中小・小規模事業者への経営支援に関する取組方針

当組合は、「地域密着型金融」および「金融円滑化」に関する取組み方針を積極的に推進し、中小・小規模事業者および地域経済の発展に貢献すべく、地域社会との連携を基礎として金融ニーズに適時・適切に応じ、創業・新事業支援や経営改善支援、事業再生支援、事業承継支援に積極的に取り組んで参りました。

平成24年11月には中小企業の新たな事業活動の促進における

「中小企業経営力強化支援法」に基づき経営革新等支援機関（認定支援機関）として認定を受け事業再生、経営改善、創業・新規事業、又は地域経済の活性化に資する事業活動に対して外部専門家や外部機関などの知見や機能など積極的な活用によりコンサルティング機能の一層の強化を図っております。

IV. 中小・小規模事業者への経営支援に関する態勢整備の状況

1. 【経営革新等支援機関（認定支援機関）としての支援】

平成24年11月には中小企業の新たな事業活動の促進における「中小企業経営力強化支援法」に基づき経営革新等支援機関（認定支援機関）として認定を受け、事業再生や経営革新、創業・新規事業に積極的に取り組む事業者に対する経営支援はもとより、成長戦略の一環でもある「ものづくり補助金」や「創業補助金」など各種補助金の利用促進ならびに、つなぎ融資や必要資金について積極的に対応しております。

2. 【中小・小規模事業者ビジネス創造等支援事業（専門家派遣事業）の積極的活用】

地域の認定支援機関（ネットワーク構築）によるコンサルティング機能発揮の一環として専門家派遣事業を活用し、経営課題の解決や経営改善計画等の策定支援を行っております。

3. 【事業再生に向けた外部機関との連携】

事業再生を必要とする事業者に対し中小企業再生支援協会による再生支援、東日本大震災事業者再生支援機構等による債権買取等に対応するなど外部機関の機能を活用しております。

4. 【経営課題解決に向けての提案】

中小・小規模事業者の発展や成長の各段階で異なる経営課題に対し専門家派遣や外部機関の活用によりコンサルティング機能を発揮する他、各種制度のノウハウを蓄積し適切な助言や解決策の提案に取り組んでおります。

(1) DDS・DESの活用

収益性ある事業であるが財務上の問題を抱えており、経営改善が必要とされる事業者に対し「債務の劣後化(DDS)」・「債務の株式化(DES)」等を活用。

(2) 「信用保証」・「動産・売掛金担保融資(ABL)」の活用

不動産担保や保証人に過度に依存しない融資支援として、資金調達において担保にできない不動産がない場合、「在庫」の動産や「売掛金」の債権を明確に管理することが可能である場合には、「動産・売掛金担保融資(ABL)」活用の他、信用保証協会の保証付融資等を活用。

(3) 「経営サポート会議」の活用

普段から各金融機関の経営改善や再生への目線を揃え、経営改善計画を策定していく過程において複数の金融機関との調整を図り、関係者が迅速に事業者の支援に向けた方向性について意見交換するなど「中小企業支援ネットワーク」における「経営サポート会議」を活用。

(4) 経営力強化保証制度の活用

経営改善に取り組む場合の資金繰り支援として、保証協会の保証を利用した複数の債務を一本化して、月々の返済負担を軽減する借換保証制度等を活用する他、経営改善する取組みをサポート。

V. 24年度の取組状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

【具体的取組み事例】

(1) ライフステージに応じた取引先企業の支援

① 創業・新規事業開拓の支援

【介護施設開業および賃貸住宅開業支援】

地域の少子高齢化が進む中、介護施設の需要の高まりを受け、これまでの経験や知識を活かし創業・新規事業として取り組もうとする顧客に対し、コンサルティング機能の発揮により税務や事業に関する専門的知識を有する専門家派遣を行い、また事業計画書の策定や助言、金融支援を実施いたしました。また、当年度においては、特に東日本大震災の影響から賃貸住宅の需要の高まりを受けたことから、新規事業として取組む事業者に対し積極的にアパート建築資金の金融支援を行い、4件で93百万円の実績がありました。

② 成長段階における支援

【事業拡大における工場建設支援】

事業の拡大と作業の効率化を目的とし、国の補助金等を活用しての加工場などの建設および内部設備に対し、補助金を返済財源としたつなぎ資金や設備資金の金融支援を実施いたしました。

③ 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

【中小企業診断士等からの助言・提案の活用（第三者の知見の活用）による支援】

経営改善・事業再生等に取り組む事業者で、経営課題の解決や自ら経営改善計画等の策定が困難とする先などに対し、コンサルティング機能の発揮として中小企業支援ネットワーク強化事業により外部専門家の知見を活用してまいりました。当年度は、相談者12先に対し19回の専門家派遣を行い経営支援に取り組みました。

【外部機関活用による事業再生支援】

地場産品を使用し地域のブランド商品として認知され、また地域住民の雇用先として地域の活性化を担ってきた取引先などに対して数回に渡り外部専門家を派遣し東日本大震災事業者再生支援機構など外部機関の機能を活用し事業再生に向けての支援に取り組みました。外部機関活用による事業再生に向けての取組みは2件であります。

④ 事業承継の支援

【外部専門家活用による事業承継支援】

地域の少子高齢化を背景に中小・小規模事業者の高齢化も進み、後継者問題を抱えるなどの事業者が増加傾向にあります。事業承継に関する経営課題の解決に向けた取組みとして中小企業診断士や税理士などの外部専門家と連携し、相談・指導や解決策の提案、助言などが出来る様に準備しておりましたが、当年度の実績はありませんでした。

2. 中小企業に適した資金供給手法の徹底

(1) 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資手法の拡充、多様な手法を用いた資金供給の徹底

担保・保証人に過度に依存しない融資では、「在庫」の動産や「売掛金」の債権を明確に管理することが可能である場合には、「動産・売掛金担保融資(ABL)」等の活用を推進しております。また、信用保証協会の制度融資の活用も積極的に推進し取組んできた結果、当年度の利用実績は、100件で883百万円を実行いたしました。

(2) 取引先企業の事業価値を見極める「目利き能力」の向上
融資に係る組合内研修の充実、業界動向等の情報収集の強化と組織内での共有化に継続的に取組み、中小企業金融の円滑化や事業再生に向けた「目利きの能力」の向上に努め、融資担当者の審査能力の向上に取組みました。

3. 地域活性化に関する取組み状況

(1) 持続可能な地域経済への貢献

創業・新規事業展開や経営改善、事業再生、事業承継など経営課題を抱える事業者に対し、東北経済産業局の委託業務にかかる支援機関として「中小企業支援ネットワーク強化事業」により専門的知識を有する専門家（中小企業診断士）を派遣し適切な支援と助言を行って参りました。また、東日本大震災により被災した沿岸部の住民が仮居住地を求め、登米地区を中心に移住したことで既存のアパートなど賃貸物件が飽和状態になったことからアパート経営に対する資金需要の高まりを受け、新商品として「せんぼくアパートローン」を開発し提供することで住まいの供給と地域の活性化に貢献して参りました。

このように外部専門家、外部機関の知見や機能を積極的に活用する他、地域の特性や状況、事業者が抱える課題などを分析し独自の商品を開発・提供するなど、継続した支援が地域全体の活性化に繋がっていくと考えており今後も同様に継続し取り組んで参ります。

「せんぼくアパートローン」の当年度実績といたしましては、21件・金額1,059百万円でした。

4. 金融円滑化にかかる貸付条件変更等の実施状況

(1) 債務者が中小企業者である場合 (単位：件、百万円)

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	件数	金額
うち、実行に係る貸付債権	351	6,298
うち、謝絶に係る貸付債権	271	4,880
うち、審査中の貸付債権	49	1,080
うち、取下げ係る貸付債権	0	0
うち、取下げ係る貸付債権	31	338

(2) 債務者が住宅資金借入者である場合 (単位：件、百万円)

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	件数	金額
うち、実行に係る貸付債権	18	214
うち、謝絶に係る貸付債権	11	144
うち、審査中の貸付債権	5	53
うち、取下げ係る貸付債権	0	0
うち、取下げ係る貸付債権	2	17

5. 経営改善支援の実績

(単位：先数・%)

	期初債務者数 A	うち経営改善 支援取組み先 α	経営改善支援 取組み率			ランクアップ率 = β / α	再生計画策定率 = δ / α
			αのうち期末に債務者区分 がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分 が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画 を策定した先数 δ		
①正常先	3,287	42		39	42	1.2	100.0
②その他要注意先	164	47	2	38	46	28.6	97.8
③要管理先	1	0	0	0	0	0.0	0.0
④破綻懸念先	30	9	2	7	9	30.0	100.0
⑤実質破綻先	104	9	0	9	7	8.6	77.7
⑥破綻先	35	3	0	3	1	8.5	33.3
小計(②～⑥の計)	334	68	4	57	63	20.3	92.6
合計	3,621	110	4	96	105	3.0	95.4

(注)・期初債務者数及び債務者区分は24年4月初時点まで整理しております。
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンなどの先は含みません。
 ・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
 なお、経営改善支援取組み先で途中で完了した債務者はαに含めるもののβに含みません。
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含みます。

・期初に存在した債務者で途中で新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しております。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含みません。
 ■γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。
 ■みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。
 ・「再生計画を策定した先数δ」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

VI. 東日本大震災にかかる復旧・復興への取組状況

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により被害を受けられたお客様に対しては、金融上の措置を適切に講じて参りますと共に、地域の復旧・復興のために特別商品や各種制度融資を用意し

全力で支援を行っております。
 尚、平成24年度の支援実績等は下記の通りです。

(1) 個人向け (単位：件、百万円)

	件数	金額
・災害復旧ローン(特別商品) 年利1.8%(固定) 借入金額5百万円まで	90	217

(2) 事業者向け (単位：件、百万円)

	件数	金額
・災害復旧・安定災害 ・災害関連保証 ・県セーフティ5号	17	133

VII. 課題と今後の対応

(1) 相談業務の取組み強化

地域経済や景気が低迷している大変厳しい状況の中で、未曾有の被害をもたらした大震災の影響は、東日本という広範囲にわたり国や地方自治体のみならず、各商工団体や農林水産業等、全ての産業界にまで及んでおります。平成24年度は復興元年と位置づけられ被災地域では復興に向けた本格的な動きがみられ、地域密着型金融に取組んでいる当組合としては、今こそ地域の中小企業者および個人のお客様に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、復旧・復興に貢献しなければならないと考え、尚一層、相談業務について積極的に取組んで参ります。

(2) 中小企業者の経営基盤強化支援の取組み強化

当組合では、地域中小企業者が抱える高度・専門的な課題を解

決するためについて、平成20年度より経済産業省からの委託事業による「地域連携拠点事業」や「中小企業応援センター」、平成23年度からは経済産業局を中心とした「中小企業支援ネットワーク」、「中小企業支援ネットワーク強化事業」により経営支援や助言、経営計画の策定支援等について専門家を派遣する他、経営に関するセミナー開催、宮城・山形の中小企業集結によるビジネスマッチング等の事業を実施して参りました。今後も中小企業者の経営基盤強化を図るため、独立行政法人中小企業基盤整備機構との協力・連携を図ると共に、必要に応じて全国支援ネットマネージャー、地域支援ネットコーディネーター等も活用するなど中小企業者の経営基盤強化支援事業を実施して参ります。

主要な事業内容

業務の内容

A. 預金業務

- ① 預金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。
- ② 譲渡性預金
譲渡可能な定期預金は取扱っておりません。

B. 貸出業務

- ① 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- ② 手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

- ① 債務の保証業務
- ② 有価証券の貸付業務
- ③ 代理業務
(a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務
(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
(c) 日本銀行の歳入複代理店業務
- ④ 地方公共団体の公金取扱業務
- ⑤ 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
- ⑥ 保護預り及び貸金庫業務
- ⑦ 保険代理店業務
- ⑧ 金の取扱
- ⑨ 両替
- ⑩ 電子債権記録業に係る業務

営業のご案内

手数料一覧

【平成25年7月1日現在】

(手数料は5%の消費税が含まれています。)

為替手数料一覧

(単位：円)

種	類	組合員		一 般	
		無 料			
振 込	窓 口 利 用	当 組 合 自 店 あ て	無 料		
		当 組 合 他 店 あ て	無 料	210	
		他 行 あ て	3 万 円 未 満	420	525
		(電 信 扱)	3 万 円 以 上	630	735
		他 行 あ て	3 万 円 未 満	315	420
		(文 書 扱)	3 万 円 以 上	525	630
	給 与 振 込	当 組 合 自 店 あ て	無 料		
		当 組 合 他 店 あ て	無 料		
		他 行 あ て	105	210	
		ATM利用			
振 込	キ ャ ッ シ ュ カ ー ド ・ ロ ー ン カ ー ド 利 用	当 組 合 自 店 あ て	無 料		
		当 組 合 他 店 あ て	無 料		
		他 行 あ て	3 万 円 未 満	210	315
	現 金 振 込	当 組 合 自 店 あ て	無 料		
		当 組 合 他 店 あ て	無 料		
		他 行 あ て	3 万 円 未 満	420	
			3 万 円 以 上	630	
	他 行 カ ー ド	当 組 合 自 店 あ て	3 万 円 未 満	210	
		当 組 合 他 店 あ て	3 万 円 以 上	315	
		他 行 あ て	3 万 円 未 満	210	
		3 万 円 以 上	420		
定 額 送 金	当 組 合 自 店 あ て	無 料			
		当 組 合 他 店 あ て	3 万 円 未 満	無 料	210
			3 万 円 以 上	無 料	420
	他 行 あ て	3 万 円 未 満	420	525	
		3 万 円 以 上	630	735	
		当 組 合 本 支 店	無 料		
		他 行 あ て	3 万 円 未 満	840	
	代 金 取 立	他 行 あ て	3 万 円 以 上	630	
		振 込、送 金、取 立 手 形 (手 形、小 切 手) の 組 戻 料		630	
		不 渡 手 形 返 却 料		630	
手 数 料	取 立 手 形 店 頭 呈 示 料		630		

※お振込みの取扱いは、18:10までとなります。(ATM利用時)
 ※平日15:00以降、ならびに土日祝日のお振込みは翌営業日扱いとなります。
 全国の信用組合が提携し、各地に設置されている自動機(CD/ATM)の利用手数料が無料になる「しんくみお得ねっと」サービスをはじめております。
 これにより、提携信用組合のキャッシュカードは、指定のサービス時間(平日8:45~18:00 土曜日9:00~14:00)内は、提携信用組合の自動機で利用手数料は無料で、現金の引出しができます。
 また、当組合のキャッシュカードはセブンイレブンとイトーヨーカドーにあるセブン銀行ATMでもご利用いただけます。尚、上記の「しんくみお得ねっと」サービスタイム内の取引手数料は無料になります。

(手数料は5%の消費税が含まれています。)

現金自動機(ATM)手数料一覧

(単位：円)

入	出	当組合カード		しんくみお得ねっと		他金融機関		ゆうちょ銀行カード	
		出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金
平 日	8:00~8:45	105	無料	210		210		210	
	8:45~18:00	無料		無料	105	105		105	
	18:00~20:00	105	無料	210		210		210	
土 曜	8:00~9:00	105	無料	210				210	
	9:00~14:00	無料		無料	105	210		105	
	14:00~20:00	105	無料	210				210	
日 祝 日	8:00~20:00	105	無料	210		210		210	

※上記の時間は当組合ATMの営業時間です。金融機関により入出金のできる時間が異なりますのでご了承ください。

(手数料は5%の消費税が含まれています。)

融資手数料一覧

(単位：円)

	種 類	組 員		
		一 般	組 員	
事 務 取 扱 手 数 料	割引手形新規	1 通	1,050 1,575	
	割引手形極度額 (新規・更新)	1 件	5,250 10,500	
	手形貸付新規	"	1,050 1,575	
	手形貸付新規 (預担)	"	525 1,050	
	手形貸付極度額 (新規・更新)	"	5,250 10,500	
	証書貸付新規	"	1,050 1,575	
	当座勘定貸越新規	"	5,250 10,500	
	消 費 者 ロ ー ン	スーパーフリーローン「借得」	"	無 料 無 料
		ポケットローン	"	無 料 無 料
		ピーターパン目的ローン	"	1,050 1,575
		カーライフローン「どらいぶ」プレミアム	"	1,050 1,575
		マイカーローンレポート「お得意さん」	"	1,050 1,575
		シルバーライフローン	"	1,050 1,575
せんぼく奨学ローン		"	1,050 1,575	
学資応援団「チャンス」		"	1,050 1,575	
教育ローン「未来」		"	1,050 1,575	
エコリフォームローン「快適」		"	1,050 1,575	
事 業 者 ロ ー ン	リフォームローンワイド、ワイドプレミアム、ワイドスペシャル	"	3,150 /	
	おまとめローン「快傑くん」	"	無 料 無 料	
	まとめてハッピーローン	"	10,500 15,750	
	ビジネスフリーローン	"	無 料 無 料	
各 種 発 行 照 会 手 数 料	ビジネスフリーローン	"	無 料 無 料	
	しんくみパートナーズ	"	無 料 無 料	
	ポケットビジネスローン	"	無 料 無 料	
	融資残高証明書発行	"	525 1,050	
	融資証明書発行	"	2,100 3,150	
	利息支払証明書発行	"	525 1,050	
	住宅取得資金年末残高等証明書	"	525 1,050	
	ローンカード(事業者カード)発行	初回利用時	無 料 無 料	
	ローンカード再発行	1 枚	1,050 1,050	
	信用情報照会	1 件	2,100 3,150	
	不 動 産 担 保 事 務 手 数 料	(根)抵当権設定 (営業地区内物件の場合)	"	21,000 31,500
		(根)抵当権変更登記 (減額・増額・順位変更等) (営業地区内物件の場合)	"	21,000 31,500
		(根)抵当権設定 営業地区外物件 (公共交通機関利用)	"	31,500 42,000 プラス実費
(根)抵当権変更登記 (減額・増額・順位変更等) 営業地区外物件 (公共交通機関利用)		"	31,500 42,000 プラス実費	
変 更 事 務 手 数 料	固定金利から変動金利に移行	"	5,250 10,500	
	その他貸付条件の変更 (約定利率、約定日、貸出期間、返済日、債務者、保証人変更等)	"	5,250 10,500	
	準消費貸借による条件変更	"	31,500 42,000	
繰 上 償 還 手 数 料	繰上償還 (借入経過期間 3年以内)	"	5,250 10,500	
	繰上償還 (借入経過期間 3年超 5年以内)	"	3,150 5,250	
	繰上償還 (借入経過期間 5年超 7年以内)	"	1,575 3,150	
	繰上償還 (借入経過期間 7年超)	"	無 料 無 料	
住 宅 ロ ー ン 関 連 手 数 料	事務取扱手数料	"	21,000 31,500	
	条件変更手数料	"	5,250 10,500	
	資つな金 全国保証付住宅つなぎ資金 (組合)	"	5,250 10,500	
	住宅金融公庫	"	15,750 21,000	
	住まいるいちばん・新型ハウスローン 全国保証事務取扱手数料	"	52,500 52,500	
	住まいるいちばん金利選択型変更	1 件	5,250 10,500	
手 数 料 の 他	火災保険確定日付事務取扱	1 通	2,100 3,150	
	公正証書事務取扱	1 通	5,250 10,500	

(注) 重複項目に該当する場合は、手数料の高い方を採用します。

(手数料は5%の消費税が含まれています。)

各種手数料一覧

(単位：円)

種 類	組 員		
	一 般	組 員	
小切手交付料	1冊 (50枚)	1,050 1,575	
	1 枚	42 105	
約束手形交付料	1冊 (50枚)	1,050 1,575	
	1 枚	42 105	
マル専口座開設取扱手数料	割賦販売通知書(1枚)	3,150 5,250	
マル専手形発行手数料	1 枚	525 1,050	
自己宛小切手発行手数料	1 枚	525 1,050	
通帳、証書再発行手数料	1 枚	1,050 1,575	
キャッシュカード再発行手数料	1 枚	1,050 1,575	
預金残高証明書発行手数料	1 通	315 525	
その他証明書発行手数料 (出資金など)	1 通	315 525	
取引履歴発行基本手数料	1 件	630 1,050	
取引履歴明細表手数料	1 枚につき	105 105	
夜間金庫手数料			
基本利用料 (月額)	入金袋 3個まで	4,725 6,300	
入金袋追加 (月額)	入金袋 1 個	1,050 2,100	
夜間金庫投入口鍵 (喪失・毀損)	1 個	3,150 5,250	
夜間金庫入金袋鍵 (喪失・毀損)	1 個	4,200 6,300	
夜間金庫入金袋 (追加・喪失・毀損)	1 個	4,200 6,300	
株式払込金保管証明書発行手数料		保管金額の 0.3675% 保管金額の 0.750%	
但し最低株式払込金保管証明書発行手数料		10,500 15,750	
株式払込金受付票	1 枚	105 210	
株式(出資)払込金保管証明書再発行手数料		210 315	
株式(出資)申込事務取扱委託書		105 210	

(手数料は5%の消費税が含まれています。)

両替手数料一覧

(単位：円)

希望金種の合計枚数	手数料
1 枚～50枚以下	無 料
51枚～500枚以下	210
501枚～1,000枚以下	315
1,001枚～2,000枚	630
以降 1 枚～1,000 枚毎に 315 円を 加算	

※ 1 回の両替(両替票が複数枚の場合は合算)で希望される金種の合計枚数に応じ、上記手数料がかかります。
※ 現金による払戻し時に金種を指定される場合、「払戻枚数から1万円札の金種を除いた枚数」に応じ、両替と同額の手数料がかかります。ただし、1万円札に新券を指定された場合は、その枚数を含みます。

(手数料は5%の消費税が含まれています。)

でんさいサービス窓口代行手数料一覧

(単位：円)

種 類	金 額	
利用者情報登録・変更 (利用申込)	1 件	無 料
発生記録 (債務者・債権者請求方式)	1 件	1,050
譲渡記録	1 件	1,050
分割記録	1 件	1,050
保証記録	1 件	1,050
変更記録	1 件	1,050
支払等記録	1 件	1,050
口座間送金決済中止依頼	1 件	1,050
予約取消請求	1 件	1,050
開示請求 (提供情報・記録事項)	1 件	1,050
特例開示請求 (提供情報・記録事項)	1 件	3,150
残高証明書	1 件	4,200
訂正記録 ※訂正内容が複雑な場合、下記の「訂正・回復記録(実費)」となる場合があります。	1 件	1,050
回復記録 ※訂正内容が複雑な場合、下記の「訂正・回復記録(実費)」となる場合があります。	1 件	2,100
訂正・回復記録 (実費) ※訂正・回復が複雑な場合	1 件	実 費
電子記録債権貸付 (割引)	1 件	1,050
電子記録債権貸付 (譲渡担保)	1 件	1,050
上記以外のでんさいに係る手数料	1 件	1,050

資料

当組合の歩み (沿革)

- 昭和30年 8月 3日 / 法人設立
- 昭和30年 8月 6日 / 事業認可 栗原郡一円及び登米郡石越村を事業地域とする
- 昭和30年 8月 8日 / 本店開設 (栗原郡若柳町字川南南町43番地)
- 昭和31年10月 8日 / 築館出張所開設 (栗原郡築館町字町屋敷54番地の1)
- 昭和32年 5月 5日 / 事業地域を登米郡迫町、南方村へ拡張
- 昭和32年11月 8日 / 迫支店開設 (登米郡迫町佐沼字下田中54番地の1)
- 昭和34年 5月 1日 / 地区を栗原郡一円及び登米郡一円に変更
- 築館出張所を築館支店に変更
- 昭和34年 8月17日 / 迫支店移転 (登米郡迫町佐沼字下田中51番地の1)
- 昭和40年 4月 1日 / 事業地域を気仙沼市及び本吉郡の一部 (本吉町、唐桑町) へ拡張
- 昭和40年 4月15日 / 気仙沼支店開設 (気仙沼市南町二丁目2番25号)
- 昭和43年 2月20日 / 迫支店移転 (登米郡迫町佐沼字錦2番地の2)
- 昭和44年12月 1日 / 築館支店移転 (栗原郡築館町字町屋敷57番地)
- 昭和45年 6月 1日 / 本店移転 (栗原郡若柳町字川南南町21番地)
- 昭和45年10月 3日 / 栗駒支店開設 (栗原郡栗駒町岩ヶ崎字六日町66番地の2)
- 昭和50年11月17日 / 栗駒支店新築移転 (栗原郡栗駒町岩ヶ崎字六日町67番地)
- 昭和52年 9月12日 / 本店移転 (栗原郡若柳町字川北中町11番地)
- 昭和52年11月24日 / 南町出張所開設 (栗原郡若柳町字川南南町21番地)
- 昭和53年 9月18日 / 迫支店移転 (登米郡迫町佐沼字西佐沼110番地)
- 昭和54年 8月20日 / 築館支店移転 (栗原郡築館町字伊豆野原18番地の2)
- 昭和56年 4月13日 / 気仙沼支店移転 (気仙沼市南町一丁目2番1号)
- 昭和59年 2月 6日 / 迫支店新築移転 (登米郡迫町佐沼字小金丁1番地の4)
- 昭和59年 8月13日 / 栗駒支店新築移転 (栗原郡栗駒町岩ヶ崎字六日町48番地1)
- 昭和61年 7月31日 / 南町出張所廃止本店に統合
- 昭和61年10月17日 / 本店新築 (栗原郡若柳町字川北中町11番地)
- 昭和61年12月15日 / オンライン預金業務開始 (本店、迫支店)
- 昭和62年11月16日 / オンライン預金業務開始 (築館支店、気仙沼支店、栗駒支店)
- 昭和63年 9月26日 / オンライン融資業務開始 (全店)
- 平成 2年 6月20日 / 米山支店開設 (登米郡米山町西野字片平小路25番地)
- 平成 3年 5月 7日 / 第三次オンライン稼働
- 平成 8年 4月22日 / 築館支店新築移転 (栗原郡築館町葉師四丁目6番35号)
- 平成11年 5月 6日 / ポスト第三次オンライン稼働
- 平成12年 4月 1日 / 郵政省とのオンライン提携稼働
- 平成13年 7月 1日 / デビットカード取扱開始
- 平成13年11月 1日 / 損害保険代理店業務開始 (取扱店 全店)
- 平成14年 7月 1日 / 栗原中央病院出張所ATMオープン
- 平成15年 3月11日 / マックスバリュ築館店出張所ATMオープン
- 平成15年12月 1日 / 中田支店開設 (登米郡中田町石森字加賀野一丁目8番地の11)
- 平成16年 5月31日 / アイワイバンク (現セブン銀行) とのオンライン提携稼働
- 平成16年 7月26日 / 米山支店ATM増設
- 平成16年11月 3日 / デイリーポート新鮮館佐沼店出張所ATMオープン
- 平成17年 5月 6日 / 他行カード振込業務開始
- 平成17年 7月11日 / 栗原市栗駒総合支所出張所ATMオープン
- 平成18年 1月 4日 / 統合ATM (CDネット提携) の相互入金業務開始
- 平成18年 9月 5日 / 地区を栗原市、登米市、気仙沼市及び本吉郡本吉町に変更
- 平成19年 5月 8日 / 第5次オンライン稼働
- 平成20年 8月21日 / マックスバリュ築館店出張所ATM廃止
- 平成23年 3月11日 / 気仙沼支店廃止中田支店に統合
- 平成24年 4月24日 / 迫支店ATM増設
- 平成24年 7月31日 / 事業地域を栗原市、登米市、気仙沼市、本吉郡南三陸町に変更
- 平成24年11月 5日 / 経営革新等支援機関として認定
- 平成25年 2月18日 / 電子債権記録業に係る業務開始

■ 経理・経営内容

● 貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	
	平成23年度	平成24年度
現金	511,453	665,579
預け金	8,172,083	8,428,024
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
商品国債	—	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有価証券	6,894,826	7,316,808
国債	2,100,600	5,798,520
地方債	3,536,996	733,510
短期社債	—	—
社債	924,280	439,060
株式	12,350	12,350
その他の証券	320,600	333,368
貸出金	19,955,598	19,306,989
割引手形	34,471	13,627
手形貸付	966,154	1,065,762
証書貸付	17,961,412	17,351,021
当座貸越	993,559	876,577
外国為替	—	—
外国他店預け	—	—
外国他店貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
その他資産	202,352	174,163
未決済為替貸	3,675	5,745
全信組連出資金	60,000	60,000
前払費用	—	—
未収収益	59,105	53,348
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	—	—
その他の資産	79,570	55,069
有形固定資産	442,981	433,592
建物	243,142	230,169
土地	165,806	165,806
リース資産	—	—
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	34,033	37,616
無形固定資産	4,344	6,705
ソフトウェア	—	—
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	4,344	6,705
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	20,092	16,461
貸倒引当金	△ 2,054,010	△ 1,680,463
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,923,844)	△ 1,591,117
資産の部合計	34,149,720	34,667,861

(単位：千円)

科 目 (負 債 の 部)	金 額	
	平成23年度	平成24年度
預金積金	32,082,313	32,077,761
当座預金	100,231	121,040
普通預金	11,194,613	1,061,057
貯蓄預金	226,734	213,753
通知預金	—	—
定期預金	18,786,099	19,518,087
定期積金	1,756,900	1,585,581
その他の預金	17,733	29,239
譲渡性預金	—	—
借入金	1,000,000	1,000,000
借入金	—	—
当座借越	1,000,000	1,000,000
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマース・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他負債	117,072	92,238
未決済為替借	9,352	10,221
未払費用	47,431	37,822
給付補填備金	2,378	1,873
未払法人税等	1,414	1,414
前受収益	12,103	9,654
払戻未済金	25,916	13,715
職員預り金	12,861	14,262
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	—	—
リース債務	—	—
資産除去債務	—	—
その他の負債	5,614	3,273
賞与引当金	—	—
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	39,807	95,482
役員退職慰労引当金	—	—
偶発損失引当金	9,643	5,512
睡眠預金払戻損失引当金	750	810
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	12,771	71,007
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	20,092	16,461
負債の部合計	33,282,450	33,359,274
(純 資 産 の 部)		
出資金	1,173,612	1,167,828
普通出資金	463,612	457,828
優先出資金	710,000	710,000
優先出資金申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	△ 335,470	△ 27,475
利益準備金	—	—
その他利益剰余金	△ 335,470	△ 27,475
特別積立金	—	—
(うち経営安定積立金)	—	—
当期未処理損失金	335,470	27,475
自己優先出資	—	—
自己優先出資金申込証拠金	—	—
組合員勘定合計	838,141	1,140,352
その他有価証券評価差額金	29,128	168,235
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	29,128	168,235
純資産の部合計	867,269	1,308,587
負債及び純資産の部合計	34,149,720	34,667,861

【資 料】

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法(または部分純資産直入法)により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～38年
動 産	2年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(24年3月31日現在)

年金資産の額	283,431 百万円
年金財政計算上の給付債務の額	315,534 百万円
差引額	△32,103 百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自23年4月1日～至24年3月31日) 0.250%
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に依りて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計

上しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事に対する金銭債権総額 398 百万円
- 理事及び監事に対する金銭債務総額 — 百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 478 百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は535百万円、延滞債権額は3,196百万円であります。

なお、破綻先債権とは元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は11百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額に該当するのはありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,743百万円であります。

なお、13. から16. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
- 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、13百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産	預け金	2,000 百万円
	有価証券	— 百万円
担保資産に対応する債務	借入金	1,000 百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引のために預け金400百万円を担保として提供しております。また、全国信用協同組合連合会への保障基金定期預金として、払戻しに制限のある預け金122百万円を預け入れております。
- 出資1口当たりの純資産は △243円35銭です。
- 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資

【資料】

産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、リスクに関する管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資課により行われております。

さらに、与信管理の状況については、融資課がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務課において、時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

日常的には、業務課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、毎月常務会に報告しております。また、理事会には四半期ベースで報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の市場運用商品保有については、有価証券等の保有目的区分規程に基づき、常務会の監督の下、有価証券運用基準等に従い行われております。

このうち、総務課では、市場運用商品の購入を行っており、購入に関する常務会申請のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総務課を通じ、常務会及び理事会に定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預金積金」、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」の市場リスク量をVaR（定義：今後、将来の特定の期間内にある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値が最大どの程度までの損失に収まるのか、過去のある一定期間のデータをもとに理論的に算出された額。）により月次で計測しております。

当組合の「預金積金」、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」のVaRは、モンテカルロ・シミュレーションにより、算出しております。

平成25年3月31日（当事業年度の決算日）現在の当組合

の「預金積金」、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」の市場リスク量（予想最大損失額）は全体で117百万円であります。

尚、当組合では、これらVaRの算出結果に対するバックテストを毎月実施しており、使用するモデルの精度についても確認を行っております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下でのリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資産管理を行うほか、資金調達および運用に関する長短の調達バランスなどによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

22. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金	8,428	8,441	13
(2) 有価証券 (その他有価証券)	7,303 (7,303)	7,303 (7,303)	— (—)
(3) 貸 出 金 貸倒引当金	19,306 △ 1,680		
	17,626	18,507	881
金融資産計	33,357	34,251	894

(1) 預金積金	32,077	32,057	△ 20
借 用 金	1,000	1,000	—
(2) 金融負債計	33,077	33,057	△ 20

*1. 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡単な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

*2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機

関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿簿価を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	—
非上場株式	12
その他の証券	0
組合出資金	457
合 計	470

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下26まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有していません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	4,398 百万円	4,229 百万円	169 百万円
地方債	733	699	33
社 債	439	425	13
その他	332	320	12
小 計	5,903	5,674	229

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	1,399 百万円	1,399 百万円	0 百万円
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	—	—	—
小 計	1,399	1,399	0
合 計	7,303	7,074	229

(注) 1. 貸借対照表計上額は当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

24. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

25. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
10,169 百万円	209 百万円	58 百万円

26. 保有目的を変更した有価証券は次のとおりであります。

当事業年度中に満期保有目的の債券3銘柄合計500百万円の保有区分を下記の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。なお、この変更による損益の影響はありません。

【変更理由】

(1) 有価証券運用は余資の有効活用策として極めて重要と考えました。

(2) 従来は、有価証券の利息収入を主要目的とした運用方針であり、売買益獲得の期待は大きくありませんでした。

(3) 景気動向、国債、地方債価格の動向を検討するとき、その価格変動の可能性の高まりを意識するに至りました。

(4) リスク回避のため価格変動の内容に応じた適切な処分も必要であると判断するに至りました。

27. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、震災復興へ協力する為、気仙沼市南町の気仙沼支店跡地を気仙沼復興商店街に平成23年10月1日から平成25年9月30日まで広場利用の目的で無償提供しております。

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、

顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,849百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,849百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

【資料】

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	350百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	28
その他	146
繰延税金資産小計	525
評価性引当額	△ 525
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	71
その他	—
繰延税金負債合計	71
繰延税金負債の純額	—百万円

30. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

31. 表示方法の変更

前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「金融商品等差入担保金」及び「その他負債」の「その他の負債」に含めていた「金融商品等受入担保金」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第11号平成25年3月28日）により改正された「協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正」（平成5年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度において「その他の資産」に含めていた「金融商品等差入担保金」及び「金融商品等受入担保金」はありませんでした。

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益 657円30銭
(注) 損益計算書の注記は次のページ記載（ページ調整の為）

● 損益計算書

科 目	(単位：千円)	
	平成23年度	平成24年度
経常収益	803,831	1,087,428
資金運用収益	727,586	687,246
貸出金利息	646,052	553,050
預け金利息	25,483	27,701
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	53,647	104,094
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	2,402	2,400
役務取引等収益	45,791	45,682
受入為替手数料	28,032	26,960
その他の役務収益	17,758	18,722
その他業務収益	9,842	212,454
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	3,201	209,253
国債等債券償還益	69	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	6,571	3,200
その他経常収益	20,611	142,044
貸倒引当金戻入益	—	132,959
償却債権取立益	2,044	286
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	18,567	8,798
経常費用	673,382	772,274
資金調達費用	30,358	26,439
預金利息	27,735	24,236
給付補填備金繰入額	1,638	1,340
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	857	728
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマース・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	126	133
役務取引等費用	97,613	89,722
支払為替手数料	11,263	11,085
その他の役務費用	86,350	78,637
その他業務費用	1,199	58,923
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	58,865
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	1,199	58
経費	492,227	562,919
人件費	275,951	343,414
物件費	209,376	212,901
税金	6,899	6,604
その他経常費用	51,983	34,268
貸倒引当金繰入額	20,209	—
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	15,971	15,817
その他の経常費用	15,803	18,451
経常利益	130,449	315,153

科 目	(単位：千円)	
	平成23年度	平成24年度
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	6,420	5,192
固定資産処分損	1,403	2,242
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	5,017	2,949
税引前当期純利益	124,028	309,960
法人税、住民税及び事業税	1,924	1,966
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	1,924	1,966
当期純利益	122,103	307,994
繰越金（当期首残高）	△ 457,574	△ 335,470
経営安定積立金取崩額	—	—
当期末処理損失金	335,470	27,475

● 損益計算書の注記事項

- 23年度において科目計上の改正がありました。その対象科目は「償却債権取立益」であり、22年度は「特別利益」に計上、23年度は「その他経常収益」に計上となりました。
- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 657円30銭

● 損失処理計算書

科 目	(単位：千円)	
	平成23年度	平成24年度
当期末処理損失金	335,470	27,475
積立金取崩額	—	—
損失処理額	—	—
利益準備金取崩額	—	—
資本準備金取崩額	—	—
普通出資に対する配当金	—	—
優先出資に対する配当金	(年-%の割合)	(年-%の割合)
特別積立金	—	—
次期繰越金	△ 335,470	△ 27,475

● 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合における金融事業に関する法律第5条の8に規定する法定監査は義務づけられておりませんので、監事による監査を実施しております。

● 継続企業の前提の重要な疑義

該当なし

● 財務諸表の適正性および内部監査の有効性

私は当組合の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第58期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失処理の適正性及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成25年6月27日

仙北信用組合

理事長 山野邊 照明



【資料】

● 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
経常収益	1,048,820	970,150	863,496	803,831	1,087,428
経常利益	△ 335,320	△ 96,252	△ 870,643	130,449	315,153
当期純利益	△ 479,581	△ 97,742	△ 870,915	122,103	307,994
預金積金残高	31,856,564	31,284,941	30,043,191	32,082,313	32,077,761
貸出金残高	24,130,371	22,717,009	21,331,299	19,955,598	19,306,989
有価証券残高	1,745,878	2,014,651	1,817,988	6,894,826	7,316,808
総資産額	33,281,203	32,500,007	30,986,844	34,149,720	34,667,861
純資産額	1,067,189	915,072	733,213	867,269	1,308,587
自己資本比率 (単体)	6.91 %	6.52 %	5.81 %	7.10 %	9.37 %
普通出資総額	546,105	491,731	480,788	463,612	457,828
普通出資総口数	546,105 口	491,731 口	480,788 口	463,612 口	457,828 口
普通出資に対する配当金	0	0	0	0	0
職員数	87 人	83 人	60 人	56 人	55 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率 (単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

● 業務純益

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
業務純益	169,661	207,377

● 粗利益

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
資金運用収益	727,586	687,246
資金調達費用	30,358	26,439
資金運用収支	697,228	660,806
役務取引等収益	45,791	45,682
役務取引等費用	97,613	89,722
役務取引等収支	△ 51,821	△ 44,040
その他業務収益	9,842	212,454
その他業務費用	1,199	58,923
その他業務収支	8,642	153,530
業務粗利益	654,048	770,297
業務粗利益率	1.78 %	2.06 %

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

● 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年 度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	23年度	36,637 百万円	727,586千円	1.98 %
	24年度	37,261	687,246	1.84
うち貸出金	23年度	20,426	646,052	3.16
	24年度	19,451	553,050	2.84
うち預け金	23年度	12,060	25,483	0.21
	24年度	10,953	27,701	0.25
うち金融機関貸付等	23年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
うち有価証券	23年度	4,085	53,647	1.31
	24年度	6,791	104,094	1.53
資金調達勘定	23年度	34,913	30,358	0.08
	24年度	35,172	26,439	1.67
うち預金積金	23年度	34,042	29,374	0.08
	24年度	34,444	25,577	0.07
うち譲渡性預金	23年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
うち借入金	23年度	857	857	0.10
	24年度	728	728	0.10

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (23年度 1 百万円 24年度 1 百万円) を控除して表示しております。

● 一店舗当たりの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
預金残高	5,347,052	5,346,293
貸出金残高	3,325,933	3,217,831

● 経費の内訳

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
人件費	275,951	343,414
報酬給料手当	219,254	222,913
退職給付費用	8,671	71,492
その他	48,025	49,008
物件費	209,376	212,901
事務費	87,543	96,081
固定資産費	51,049	48,257
事業費	12,811	14,327
人事厚生費	2,818	3,618
減価償却費	27,086	26,999
その他	28,065	23,616
税金	6,899	6,604
経費合計	492,227	562,919

● 先物取引の時価情報

該当事項なし

● 有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	平成23年度			平成24年度		
		時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
国 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—	
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	—	
地方債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	499,476	523,410	23,933	—	—	
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	
	計	499,476	523,410	23,933	—	—	
社 債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—	
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	—	—	
合 計	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	499,476	523,410	23,933	—	—	
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	
	計	499,476	523,410	23,933	—	—	

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、政府保証債、公社公債、金融債、事業債が含まれます。

3. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	平成23年度			平成24年度		
		取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
国 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,557,650	1,521,940	35,710	4,398,660	4,229,165	169,495
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	542,950	543,530	△ 580	1,399,860	1,399,965	△ 105
	計	2,100,600	2,065,470	35,130	5,798,520	5,629,130	169,390
地方債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,447,970	1,430,899	17,071	733,510	699,602	33,907
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,589,550	1,599,670	△ 10,120	—	—	—
	計	3,037,520	3,030,569	6,951	733,510	699,602	33,907
社 債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	507,500	506,710	790	439,060	425,202	13,858
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	200,140	209,260	△ 9,120	—	—	—
	計	707,640	715,970	△ 8,330	439,060	425,202	13,858
その他	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	216,640	215,942	698	332,172	320,100	12,072
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	320,100	320,100	0	—	—	—
	計	536,740	536,042	698	332,172	320,100	12,072
合 計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,729,760	3,675,491	54,269	5,903,402	5,674,069	229,332
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	2,652,740	2,672,560	△ 19,820	1,399,860	1,399,965	△ 105
	計	6,382,500	6,348,051	33,659	7,303,262	7,074,034	229,227

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

● 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

	平成23年度	平成24年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
その他有価証券	12,350	12,350
非上場株式	12,350	12,350

● 預貸率および預証率

(単位：%)

区 分	平成23年度	平成24年度	
預貸率	(期 末)	62.20	60.18
	(期中平残)	60.00	56.47
預証率	(期 末)	21.49	22.80
	(期中平残)	12.00	19.71

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

● オフバランスの取引の状況

該当事項なし

● オプション取引の時価情報

該当事項なし

■ 資金調達

● 預金種目別平均残高

(単位：千円・%)

種 目	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	11,995,553	35.20	12,403,814	36.00
定期性預金	22,047,375	64.80	22,040,391	64.00
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	34,042,929	100.00	34,444,206	100.00

● 定期預金種類別残高

(単位：千円・%)

種 目	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利定期預金	18,752,238	99.80	19,402,741	99.41
変動金利定期預金	33,859	0.20	19,350	0.10
その他の定期預金	—	—	95,995	0.49
合 計	18,786,099	100.00	19,518,087	100.00

■ 資金運用

● 貸出金種類別平均残高

(単位：千円・%)

科 目	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	26,235	0.10	21,254	0.11
手形貸付	1,002,990	4.91	926,291	4.76
証書貸付	18,306,333	89.62	17,571,079	90.33
当座貸越	1,090,520	5.34	933,260	4.80
合 計	20,426,080	100.00	19,451,885	100.00

● 貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円・%)

業 種 別	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	1,135,335	5.70	1,170,900	6.10
農業・林業	223,382	1.10	281,881	1.50
漁 業	70,677	0.40	61,002	0.30
鉱 業	—	—	—	—
建設業	1,794,366	9.00	1,614,667	8.40
電気・ガス・熱供給・水道業	50,950	0.30	44,766	0.20
情報通信業	34,834	0.20	30,963	0.20
運輸業	660,908	3.30	525,458	2.70
卸売・小売業	2,897,842	14.50	2,782,547	14.40
金融・保険業	2,443	0.00	2,169	0.00
不動産業	655,589	3.30	944,914	4.90
物品賃貸業	44,495	0.20	43,774	0.20
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	729,783	3.70	704,846	3.70
飲食業	499,461	2.50	508,564	2.60
生活関連サービス業・娯楽業	69,979	0.40	48,664	0.30
教育・学習支援業	—	—	14,502	0.10
医療・福祉	91,054	0.50	92,309	0.50
その他のサービス	1,670,637	8.40	1,531,620	7.90
その他の産業	263,675	1.30	48,705	0.30
小 計	10,895,419	54.60	10,452,257	54.10
地方公共団体	2,999,963	15.00	2,639,671	13.70
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,060,215	30.40	6,215,061	32.20
合 計	19,955,598	100.00	19,306,989	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

● 預金者別預金残高

(単位：千円・%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	25,403,325	79.20	25,021,793	78.00
法 人	6,678,988	20.80	7,055,968	22.00
一般法人	3,966,910	12.40	3,708,632	9.33
金融機関	13,626	0.04	51,833	0.16
公 金	2,698,452	8.41	3,295,503	10.27
合 計	32,082,313	100.00	32,077,761	100.00

● 財形貯蓄残高

該当事項なし

● 貸出金使途別残高

(単位：千円・%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	13,071,151	65.50	12,436,592	64.41
設備資金	6,884,447	34.50	6,870,397	35.59
合 計	19,955,598	100.00	19,306,989	100.00

● 貸出金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
固定金利貸出	10,152,370	9,504,793
変動金利貸出	9,803,228	9,802,196
合 計	19,955,598	19,306,989

● 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円・%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	1,996,409	46.3	2,097,778	47.26
住宅ローン	2,315,096	53.7	2,341,364	52.74
合 計	4,311,505	100.00	4,439,142	100.00

● 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返

(単位：千円・%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返	
			金 額	構成比
当組合預金積金	平成23年度末	343,772	1.72	—
	平成24年度末	402,828	2.08	—
有価証券	平成23年度末	—	—	—
	平成24年度末	—	—	—
動 産	平成23年度末	—	—	—
	平成24年度末	—	—	—
不動産	平成23年度末	6,257,968	31.36	17,682
	平成24年度末	6,370,509	32.99	14,767
その他	平成23年度末	—	—	—
	平成24年度末	—	—	—
小 計	平成23年度末	6,601,741	33.08	17,682
	平成24年度末	6,773,338	35.08	14,767
信用保証協会・信用保険	平成23年度末	7,311,889	36.64	2,409
	平成24年度末	7,387,692	38.26	1,694
保 証	平成23年度末	5,734,988	28.74	—
	平成24年度末	4,434,197	22.96	—
信 用	平成23年度末	306,978	1.54	—
	平成24年度末	711,761	3.68	—
合 計	平成23年度末	19,955,598	100.00	20,092
	平成24年度末	19,306,989	100.00	16,461

■ 資金運用

● 有価証券種類別平均残高

(単位：千円・%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	1,454,545	35.60	3,658,936	53.90
地方債	1,773,616	43.40	2,278,383	33.50
短期社債	—	—	—	—
社 債	627,159	15.40	522,138	7.70
金融債	—	—	—	—
株 式	12,350	0.30	12,350	0.20
外国有価証券	217,484	5.30	318,897	4.69
その他の証券	46	0.00	664	0.01
合 計	4,085,203	100.00	6,791,370	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

● 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円・%)

区 分	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	平成23年度末	—	—	513,200	1,587,400
	平成24年度末	—	1,399,860	—	4,398,660
地方債	平成23年度末	—	499,476	1,419,560	1,617,960
	平成24年度末	—	520,150	—	213,360
短期社債	平成23年度末	—	—	—	—
	平成24年度末	—	—	—	—
社 債	平成23年度末	—	—	707,640	216,640
	平成24年度末	—	—	210,040	229,020
株 式	平成23年度末	—	12,350	—	—
	平成24年度末	—	12,350	—	—
外国証券	平成23年度末	—	—	—	320,100
	平成24年度末	—	—	—	332,172
その他の証券	平成23年度末	500	—	—	—
	平成24年度末	1,196	—	—	—
合 計	平成23年度末	12,850	—	499,476	2,640,400
	平成24年度末	13,546	1,399,860	520,150	210,040

■ 国際業務

● 外国為替取扱高

該当事項なし

● 外貨建資産残高

該当事項なし

■ 証券業務

● 公共債引受額

該当事項なし

● 公共債窓販実績

該当事項なし

● 当組合の子会社

該当事項なし

● 商品有価証券の種類別平均残高

該当事項なし

■ その他の業務

● 国内為替取扱実績

(単位：件・百万円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
振込	46,815	16,156	44,689	17,110
送金	56,466	22,838	4,653	24,498
代金取立	541	425	396	408
	557	235	704	326

● 代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
全国信用協同組合連合会	16,632	14,767
商工組合中央金庫	—	—
中小企業金融公庫	—	—
国民生活金融公庫	—	—
日本政策金融公庫	14,147	8,470
住宅金融支援機構	—	—
年金資金運用基金	—	—
雇用・能力開発機構	—	—
社会福祉・医療事業団	—	—
その他	—	—
合 計	30,779	23,237

■リスク管理債権の状況、金融再生法開示債権の状況

●リスク管理債権および同債権に対する保全額

(単位：千円・%)

区 分	残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A	
破綻先債権	平成23年度末	653,384	231,127	422,257	100.00
	平成24年度末	535,842	134,232	401,610	100.00
延滞債権	平成23年度末	3,649,530	2,102,930	1,496,679	98.63
	平成24年度末	3,196,294	1,867,907	1,184,351	95.49
3か月以上延滞債権	平成23年度末	9,612	7,825	1,786	100.00
	平成24年度末	11,523	10,191	1,332	100.00
貸出条件緩和債権	平成23年度末	—	—	—	—
	平成24年度末	—	—	—	—
合 計	平成23年度末	4,312,527	2,341,883	1,920,724	98.84
	平成24年度末	3,743,660	2,012,331	1,587,293	96.15

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ.会社更生法等の規定による更生手続き開始の申立てがあった債務者、ロ.民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがあった債務者、ハ.破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ.商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ.手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(記1.~3.を除く)です。
5. 「担保・保証付与信額 (B)」は、自己査定に基づき担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を掲載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率 (B+C)/A」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

●金融再生法開示債権および同債権に対する保全額

(単位：千円・%)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金 (C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(D)/(A)	貸倒引当金引当率(C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成23年度末	3,256,779	1,614,404	1,642,374	3,256,779	100.00
	平成24年度末	2,711,155	1,428,750	1,282,404	2,711,155	100.00
危険債権	平成23年度末	1,070,228	743,739	276,569	1,020,308	95.34
	平成24年度末	1,027,255	579,664	303,556	883,220	85.98
要管理債権	平成23年度末	9,612	7,825	1,786	9,612	100.00
	平成24年度末	11,523	10,191	1,332	11,523	100.00
不良債権計	平成23年度末	4,336,620	2,365,969	1,920,731	4,286,700	98.85
	平成24年度末	3,749,934	2,018,606	1,587,293	3,605,899	96.16
正常債権	平成23年度末	15,693,774	—	—	—	—
	平成24年度末	15,608,389	—	—	—	—
合 計	平成23年度末	20,030,394	—	—	—	—
	平成24年度末	19,358,324	—	—	—	—

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準じる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営業績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営業績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は、決算後(償却後)の計数です。

■貸出金の償却、貸倒引当金

●貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	平成23年度		平成24年度	
	期末残高	増 減 額	期末残高	増 減 額
一般貸倒引当金	130,166	△ 6,366	89,345	△ 40,821
個別貸倒引当金	1,923,844	△ 35,238	1,591,117	△ 332,727
貸倒引当金合計	2,054,010	△ 41,604	1,680,463	△ 373,547

- (注) 1. 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当動定」に係る引当は行っていません。
2. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

●貸出金償却額

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
貸出金償却額	—	—

■自己資本の充実の状況について

自己資本の構成に関する事項

●定性的な開示事項

◆自己資本調達手段の概要

自己資本は、基本的項目 (Tier1) と補完的項目 (Tier 2) で構成されております。

平成24年度の自己資本の基本的項目につきましては、資本準備金、地域の皆様よりの出資金及び優先出資からなっております。

また、補完的項目としては、一般貸倒引当金からなっております。

◆自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのこと基本的項目 (Tier1) 比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。

また、当組合では、各エクスポージャーが一区分に集中することなく、リスク分散に努めております。

一方、将来の自己資本充実策については、利益による資本の積上げや出資金の増強などを施策に考えております。

●定量的な開示事項

(単位：千円)

種 目	平成23年度	平成24年度
出資金	1,173,612	1,167,828
非累積的永久優先出資	710,000	710,000
優先出資申込証拠金	—	—
資金準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	—	—
特別積立金	—	—
次期繰越金	△ 335,470	△ 27,475
その他	—	—
自己優先出資 (△)	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価損 (△)	—	—
営業権相当額 (△)	—	—
のれん相当額 (△)	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額 (△)	—	—
内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額 (△)	—	—
基本的項目 (A)	838,141	1,140,352
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額45%相当額	—	—
一般貸倒引当金	130,166	89,345
内部格付手法採用組合において、適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額 (△)	49,381	△ 7,873
補完的項目 (B)	80,784	81,472
自己資本総額 [(A+B)] = (C)	918,925	1,221,824
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つO/Sトリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額 (△)	—	—
控除項目計 (D)	—	—
自己資本額 [(C)-(D)] = (E)	918,925	1,221,824
(リスク・アセット等)	—	—
資産 (オン・バランス) 項目	11,604,579	11,797,776
オフ・バランス取引等項目	10,934	12,920
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,310,063	1,224,894
リスク・アセット等計 (F)	12,925,577	13,035,591
単体Tier1 比率 (A/F)	6.48	8.75
単体自己資本比率 (E/F)	7.10	9.37

- (注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年度金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。
2. 「一般貸倒引当金」欄には、偶発損失引当金のうち一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。

【資料】

自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	11,615,513	464,620	11,810,697	472,427
①標準的手法が摘要されるポートフォリオごとのエクスポージャー	11,615,513	464,620	11,810,697	472,427
(I) ソブリン向け	306,329	10,104	305,527	12,221
(II) 金融機関向け	1,778,199	71,157	1,730,535	69,221
(III) 法人等向け	3,272,199	130,887	3,215,690	128,627
(IV) 中小企業等・個人向け	1,864,179	74,567	1,825,754	73,030
(V) 抵当権付住宅ローン	433,551	17,342	473,793	18,951
(VI) 不動産取得等事業向け	27,662	1,106	273,700	10,948
(VII) 三月以上延滞等	1,695,287	67,811	1,606,036	64,241
(VIII) 上記以外	2,238,105	89,474	2,379,657	95,186
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	1,310,063	52,402	1,224,894	48,995
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	12,925,577	517,023	13,035,591	521,423

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 上記以外とは、(I)～(VIII)以外のリスク・アセットのことで、預け金、出資金、株式、固定資産などがあります。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

※自己資本比率の算出方法について

新BIS規制では、自己資本比率を計算するに際しての「分母」には、信用リスク・アセットに加えて、オペレーショナルリスク相当額を当局が定める8%で除して得た額を計上することになりました。

オペレーショナルリスクとは、システム障害や不祥事、事務ミス等により損失を被るリスクのことであり、オペレーショナルリスク相当額の計算に当たっては、①基礎的手法②粗利益分配法③先進的計測手法の3つの手法がありますが、当組合では、基礎的手法を採用し、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値をオペレーショナルリスク相当額としています。

さらに、標準的手法での信用リスク・アセットの計算は、資産の項目毎に、所定のリスク・ウェイト（損失が発生する危険度に応じた掛け目）を掛けて、それを合計して求めるわけですが、新BIS規制では、この掛け目も見直され、抵当権付き住宅ローンや、残高1億円以下の中小企業向け融資の掛け目が減られる一方で、3ヵ月以上支払いが滞っている融資については、引当率に応じて最大150%まで掛け目が増やされる等、リスクの大小に応じて、よりキメ細かく、信用リスク、アセットを算出することとなりました。

《新BIS規制》

$$\frac{\text{自己資本総額}}{\text{信用リスク・アセット+オペレーショナルリスク相当額を8\%で割って得た額}} \times 100 (\%)$$

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

● 定性的な開示事項

◆ リスク管理の方針及び手続の概要

7ページのリスク管理体制をご参照ください。なお評価計測については標準的手法を採用しております。

◆ 貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準規程」、「償却・引当基準規程」、「自己査定基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監事による監査を受けるなど適正な計上に努めております。

◆ リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しております。なお、エクスポージャー種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ◇ ムーディーズ (Moody's) ◇ 日本格付研究所 (JCR) ◇ 格付け投資情報センター (R&I)

● 定量的な開示事項

◆ 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

(単位：千円)

エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヶ月以上延滞エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券 ※3		デリバティブ取引		平成23年度	平成24年度		
業種区分期間区分	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
製造業	1,184,377	1,223,878	1,184,377	1,223,878	—	—	—	—	16,948	23,756
農業・林業	324,543	401,905	324,543	401,905	—	—	—	—	311	311
漁業	72,780	61,872	72,780	61,872	—	—	—	—	71,469	61,000
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,887,543	1,698,074	1,887,543	1,698,074	—	—	—	—	520,882	292,392
金融・保険業	3,133	2,773	3,133	2,773	—	—	—	—	—	—
卸売・小売業	3,100,045	2,981,550	3,100,045	2,981,550	—	—	—	—	478,407	357,623
飲食業	657,763	672,543	657,763	672,543	—	—	—	—	65,026	93,601
不動産業	701,190	1,188,787	701,190	1,188,787	—	—	—	—	218,709	177,331
運輸業	665,182	535,327	665,182	535,327	—	—	—	—	114,465	12,212
電気・ガス・熱供給・水道業	52,669	47,633	52,669	47,633	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	1,949,801	1,775,491	1,949,801	1,775,491	—	—	—	—	517,246	538,532
個人	5,164,490	5,119,255	5,164,490	5,119,255	—	—	—	—	485,214	491,447
物品賃貸業	61,576	59,959	61,576	59,959	—	—	—	—	58,665	55,379
宿泊業	735,323	705,135	735,323	705,135	—	—	—	—	417,760	409,404
生活関連サービス業、娯楽業	70,049	48,704	70,049	48,704	—	—	—	—	10,162	7,215
情報通信業	34,834	30,963	34,834	30,963	—	—	—	—	32,714	29,563
医療、福祉	91,055	92,316	91,055	92,316	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	3,010,328	2,648,922	3,010,328	2,648,922	—	—	—	—	—	—
その他	14,498,737	15,467,318	14,498,737	15,467,318	—	—	—	—	206,660	—
業種別合計	34,265,418	34,762,405	34,265,418	34,762,405	—	—	—	—	3,214,644	2,549,772
1年以下	8,762,672	9,214,576	8,762,672	9,214,576	—	—	—	—	—	—
1年超 3年以下	3,152,957	3,073,183	3,152,957	3,073,183	—	—	—	—	—	—
3年超 5年以下	2,126,020	1,980,039	2,126,020	1,980,039	—	—	—	—	—	—
5年超 7年以下	1,165,954	1,149,336	1,165,954	1,149,336	—	—	—	—	—	—
7年超 10年以下	1,021,122	844,621	1,021,122	844,621	—	—	—	—	—	—
10年超	1,049,420	817,820	1,049,420	817,820	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	3,202,163	2,636,322	3,202,163	2,636,322	—	—	—	—	—	—
その他	13,785,110	15,046,508	13,785,110	15,046,508	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	34,265,418	34,762,405	34,265,418	34,762,405	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難なエクスポージャーです。
 4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 5. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

【資料】

◆業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：千円)

業種区分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		期末残高			
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
製造業	11,568	10,888	△ 680	87,590	10,888	98,478	—	—
農業・林業	301	301	0	0	301	301	—	—
漁業	53,960	50,172	△ 3,788	10,828	50,172	61,000	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	429,485	375,662	△ 53,823	△ 146,162	375,662	229,500	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売業	447,997	445,665	△ 2,332	△ 18,546	445,665	427,119	52,377	—
飲食業	—	22,395	22,395	22,395	22,395	48,571	—	—
不動産業	121,298	129,958	8,660	△ 14,145	129,958	115,813	—	—
運輸業	89,948	81,460	△ 8,488	△ 69,318	81,460	12,142	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
その他サービス業	437,021	290,043	△ 146,978	△ 8,459	290,043	281,584	—	—
個人	200,907	214,219	13,312	△ 45,155	214,219	169,064	9,024	15,056
物品賃貸業	—	17,814	17,814	17,814	17,814	16,184	—	—
宿泊業	—	114,452	114,452	114,452	114,452	98,609	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	6,619	6,619	6,619	6,619	7,115	320	—
情報通信業	25,954	23,790	△ 2,164	△ 3,316	23,790	20,474	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	134,607	135,499	892	△ 135,499	135,499	—	—	—
業種別合計	1,953,051	1,918,944	△ 34,107	△ 332,983	1,918,944	1,585,961	61,722	15,056

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：千円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分1(%)	エクスポージャーの額			
	平成23年度		平成24年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	9,176,202	—	10,730,563
10%	—	3,170,456	—	3,055,277
20%	—	8,894,672	—	8,658,424
35%	—	1,132,245	—	1,639,848
50%	1,262,978	2,917,001	1,447,812	185,876
75%	—	1,669,099	—	1,875,017
100%	—	5,287,801	—	6,409,900
150%	—	754,964	—	759,682
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	1,262,978	33,002,440	1,447,812	33,314,593

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法に関する事項

● 定性的な開示事項

◆信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。当組合では、融資取上げに際し、資金使途・返済財源・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。

したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証・民間保証等がありますが、その手続については、当組合が定める各種規程及び「不動産担保評価基準書」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスクの削減方策の一つとして、当組合が定める各種規程・要領や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

● 定量的な開示事項

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：千円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	341,820	402,063	655,479	567,170	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	37,413	103,563	18,899	17,279	—	—
④ 中小企業等・個人向け	292,012	285,780	111,894	76,839	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	—	—	408,835	387,217	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	—	—	36,931	33,714	—	—
⑦ 三月以上延滞等	—	—	32,908	19,135	—	—
⑧ 上記以外	12,394	12,719	46,012	32,983	—	—

(注) 1. 当組合では、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
(注) 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
(注) 3. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。

派生商品取引及び長期決済期間取引

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

● 定性的な開示事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部管理プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外的事象が起因となり当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスクなどの幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢の整備に努めております。これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会や課長会議等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣による、常務会や理事会等において、報告する態勢を整備しております。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

出資エクスポージャーに関する事項

● 定性的な開示事項

◆出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、出資金、その他の出資金が該当します。

【資料】

そのうち、上場株式、非上場株式にかかるリスクの認識については、保有時価一覧表を定期的に作成し、時価評価によるリスク計測によって把握しております。また、当組合が保有している出資金、その他の出資金に関しては、売却等を行う目的のものではなく時価等はありません。

これらのリスク状況は、一覧表を基に定期的な評価を実施しており、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

● 定量的な開示事項

◆ 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：千円)

区 分		うち、売買目的有価証券に該当するもの			うち、その他の有価証券で時価のあるもの			
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	
							うち益	うち損
上 場 株 式	平成23年度	320,100	—	—	320,100	320,100	—	—
	平成24年度	—	—	—	—	—	—	—
非上場株式等	平成23年度	12,350	—	—	—	—	—	—
	平成24年度	12,350	—	—	—	—	—	—
合 計	平成23年度	12,350	—	—	—	—	—	—
	平成24年度	12,350	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 非上場株式の主なものは全信組連出資金などであり、売却等を行う目的のものではなく時価もありませんので貸借対照表計上額のみ開示しております。

◆ 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当する取引はありません。

◆ 出資等エクスポージャーの売却及び償却を伴う損益の額

該当する取引はありません。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

● 定性的な開示事項

◆ リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利・為替など市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクのことで、一定の市場変化に対する損益の影響度を常に管理・把握することが重要です。

当組合では、こうした変動するリスクを管理・把握するためにALMシステムを活用し、計量的測定資料を基に金利や損益状況の定期的な評価、計測を行っております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALMシステムにより計測を行い、適切なコントロールにより、資産・負債の総合的な管理に努めております。また、これらのリスク状況は、定期的及び必要に応じて常務会や理事会に報告を行うなど、迅速で的確な対応が取れる態勢にも努めております。

◆ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

◇ 計測手法 金利ラダー方式（再評価方式）

◇ コア預金 対 象：流動性預金全般（当座、普通、貯蓄など）

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満 期：5年以内（平均2.5年）

◇ 金利感応資産 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

◇ 金利ショック幅 99%タイル値又は1%タイル値

◇ リスク計測度 四半期

● 定量的な開示事項

◆ 銀行勘定における金利リスクに関して、内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額

(単位：百万円)

項 目	金 額
総金利リスク量	351

報酬体系について

● 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。

◆ 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、平成23年2月に開催した理事会（第489回）にて廃止を決定しております。

◆ 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	18,931	37,000
監 事	1,830	3,000
合 計	20,761	40,000

(注1) 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

(注2) 支払人数は理事11名（退任した理事を含む。）、監事2名です。

(注3) 対象役員に使用人兼務理事はおりません。

◆ その他

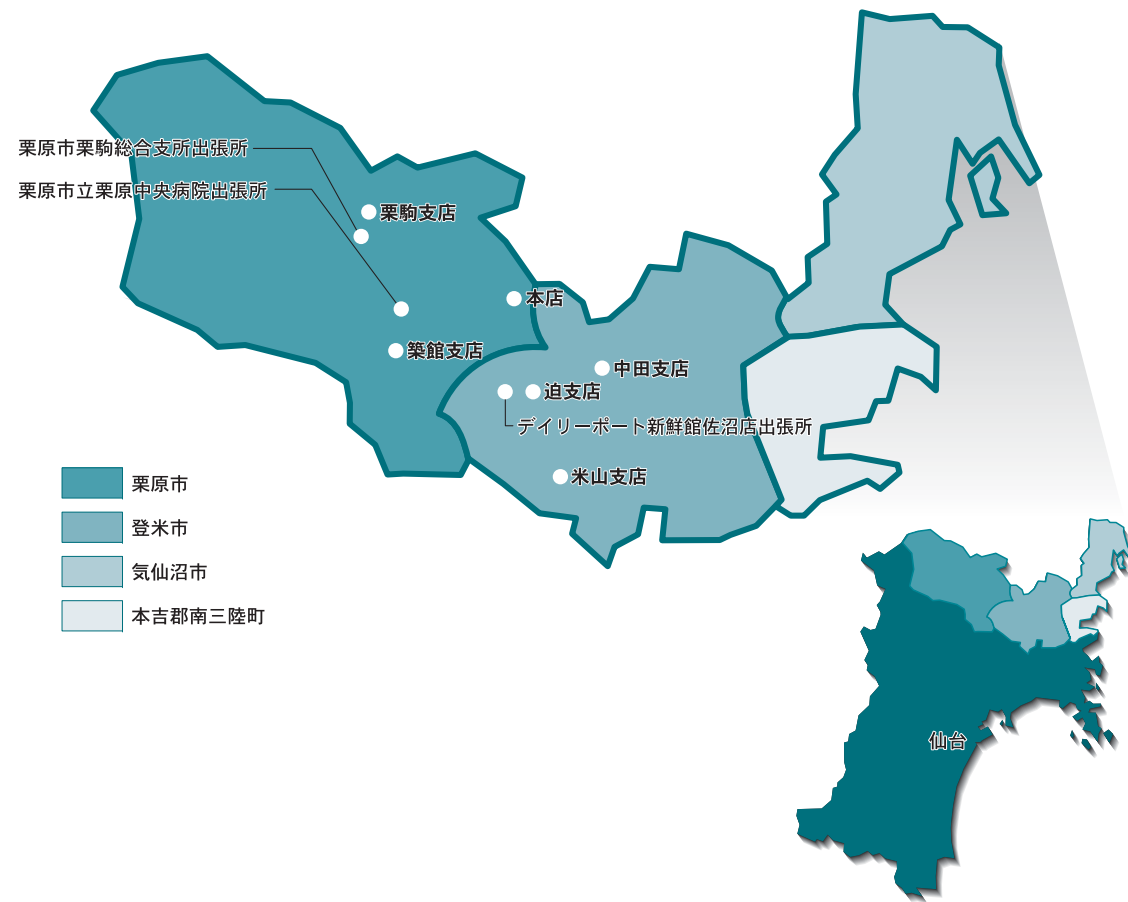
「協同組合における金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

● 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成24年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

営業店舗・ATM等の所在地

平成25年6月27日 現在



営業店舗所在地

<p>本 部 〒989-5501 宮城県栗原市若柳字川北中町11番地 TEL 0228-32-3014(代) FAX 0228-32-5075</p> <p>築館支店 (ATM設置台数…1台) 〒987-2252 宮城県栗原市築館薬師四丁目6番35号 TEL 0228-22-2376(代) FAX 0228-23-6887</p> <p>栗駒支店 (ATM設置台数…1台) 〒989-5301 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎六日町48番地の1 TEL 0228-45-1517(代) FAX 0228-45-5357</p> <p>中田支店 (ATM設置台数…1台) 〒987-0601 宮城県登米市中田町石森字加賀野一丁目8番地の11 TEL 0220-35-2100(代) FAX 0220-34-7234</p>	<p>本 店 (ATM設置台数…1台) 〒989-5501 宮城県栗原市若柳字川北中町11番地 TEL 0228-32-2586(代) FAX 0228-32-5150</p> <p>迫支店 (ATM設置台数…2台) 〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字小金丁1番地の4 TEL 0220-22-3095(代) FAX 0220-22-8390</p> <p>米山支店 (ATM設置台数…1台) 〒987-0321 宮城県登米市米山町西野字片平小路25番地 TEL 0220-55-4155(代) FAX 0220-55-4153</p>
--	---

店外ATM店

<p>栗原市立栗原中央病院出張所 (設置台数…1台) 〒987-2205 宮城県栗原市築館宮野中央三丁目1番地1</p> <p>デイリーポート新鮮館佐沼店出張所 (設置台数…1台) 〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字大綱上17番地</p>	<p>栗原市栗駒総合支所出張所 (設置台数…1台) 〒989-5392 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎円鏡寺後155番地</p>
---	---